

横浜市駒岡地区センターご利用のサークル・団体各位

2019年11月19日

横浜市駒岡地区センター

館長 七田 直樹

団体利用ご予約に関するお知らせ

平素は駒岡地区センターをご利用いただき、大変ありがとうございます。

11月15日 野毛地区センターにて、横浜市地区センター館長会主催の研修が開催され、横浜市市民局区政支援部地域施設課の担当係長により、『利用制限となる「営利のみの利用」の判断基準について』の講義及びケーススタディの研修を実施いたしました。

それに基づき、これまで基準がやや不明瞭であった「営利のみの利用」に関しての、見解が示されましたので、お知らせいたします。

今後の施設予約に関して、予約申込者の変更を余儀なくされる団体もあると思われる為、2020年3月末日までは経過期間とし、現行方法の踏襲も認めますが、2020年4月1日以降の施設利用申し込みは、裏面、内容に基づく利用申請・施設予約をお願い致します。

宜しくご理解とご協力をお願い致します。

詳細は裏面へ、

横浜市地区センター条例施設運営ガイドラインより

ア. 営利のみを目的とする利用としては

- ・物品販売、商品の展示・説明会
- ・講師個人や法人が主催して教室等を開催(カルチャースクールの様な形態)
- ・企業内の会議、研修、従業員採用試験等、
- ・テレビ撮影等における、撮影スタジオ目的等での利用等が記載。

【今回の見解・2020年4月1日以降の利用申請手続きに関して】

サークル・団体の参加者が「講師」に対して謝金を支払っている場合で、その「講師」による施設の利用申請・施設予約を行う事は「営利のみの利用」と判断します。但し講師以外の当該サークル・団体の代表、副代表等の方による利用申請・施設予約である場合には、「営利のみを目的とする利用」とはみなしません。従来通りの利用が可能となります。サークル・団体の代表、副代表等による利用申請・施設予約をお願い致します。

【例としては】

「Aさん」は、ある地区センターから講師の依頼を受け、「みんなで英会話」という地区センターの自主事業の講師を務めたところ、大盛況でした。

自主事業終了後には、自主事業参加者が、有志で集まり「英会話勉強サークル」を立ち上げました。その後、「Aさん」は「英会話勉強サークル」から講師を依頼され、当該サークルの講師として活動していました。また会場の利用申請等の手続き及び支払いは、毎月「Aさん」自身が行っています。そして、サークル会員さんは「Aさん」に謝金を払っています。

本日、「Aさん」が来月の会議室の利用申請の手続きの為に来館されました。

この場合には、謝金を受け取っている「Aさん」が利用申請を行う為に、

「営利のみを目的とする利用」と判断され、利用申請は出来ません。